

2. 不登校児童・生徒に対する対応について。

① 市は実態をどの程度まで把握しているのか。

② 全ての不登校児童・生徒への直接的支援を実現するために。

※スクールソーシャルワーカー（SSW）の拡充も重要だが、SSWや教諭等の手足となって動ける人材を確保し、活用する仕組みが必要ではないか。

【答弁】

2. 不登校児童・生徒に対する対応についての①と②につきまして順次お答えいたします。

まず、①についてですが、本市教育委員会といたしましては、不登校児童・生徒への対応は、大きな教育課題であると認識しておりますことから、国や府からの各種調査に加え、市独自の取組みを進めております。具体には、週に3日以上、また、月に5日以上欠席のある児童・生徒について学校から定期的に報告を受け、欠席日数や子どもの様子、学校の対応状況等について実態把握を行っております。中でも、全欠席の継続するケースや保護者・本人との面会が困難なケースについては、関係機関との連携を図りながら直接学校を指導・支援しております。

また、未然防止や早期対応、早期解決に向け、全小中学校の教員が参加する不登校担当者会議を年8回開催し、情報共有や効果のあった取組みの紹介等を行っております。

続きまして、②についてですが、本市の取組みといたしまして、適応指導教室を開室し、不登校児童・生徒への学習支援を行っております。また、各小中学校におきましては、欠席が3日以上継続する児童・生徒について、家庭訪問等を行い、保護者から状況を聞き取ったり、直接本人と会って対話や学習支援等に努めたりしております。更に、校内の不登校対策組織で示された方針に基づき、子どもの状況に応じて、担任任せにするのではなく、学校がチームとして登校支援や子どもとの関係づくりに努めております。あわせて、学校以外の協力が必要となるケースについては、ケース会議を開催し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係諸機関と連携して対応にあたっております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、実際に子どもへ直接支援を行うには多くの人材や時間が必要であり、各学校では、教員が始業前や夜間など時間外も含めて対応をしておりますが、それでも十分とは言えない状況であります。すべての不登校の子どもたちに直接支援の手が継続して届くようにするために、新たな人材確保の方法やインターネットによる不登校児童・生徒への学習支援について研究を進め、本市の子どもたち1人1人に、将来社会で自立することができる「生きる力」を育むことができるよう努めてまいります。